

「インターネット上の誹謗中傷をめぐる法的問題に関する有識者検討会」委員名簿

(敬称略, 五十音順)

委員

座長	穴戸常寿	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	曾我部真裕	京都大学大学院法学研究科教授
	橋本佳幸	京都大学大学院法学研究科教授
	巻美矢紀	上智大学大学院法学研究科教授
	森亮二	弁護士(第一東京弁護士会所属)
	森田宏樹	東京大学大学院法学政治学研究科教授

関係省庁等

(法務省)

	唐澤英城	法務省人権擁護局参事官
	日下部祥史	法務省人権擁護局付
	佐藤しずほ	法務省人権擁護局付
	竹田御眞木	法務省人権擁護局人権擁護支援官

(総務省)

	小川久仁子	総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第二課長
	池田光翼	総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第二課課長補佐

(最高裁判所)

	岩井一真	最高裁判所事務総局民事局第一課長
	野口晶寛	最高裁判所事務総局民事局付

論点たたき台（改訂版）

令和3年5月18日

1 違法性及び差止請求の判断基準や判断の在り方について

(1) 前提となると考えられる論点

- ア 不法行為と差止請求権との要件の異同
- イ 人格的利益に基づく差止請求権の成否
- ウ 最決平成29年1月31日民集71巻1号63頁の射程
 - (ア) 「明らか」要件の解釈
 - (イ) 本案訴訟に射程が及ぶか
 - (ウ) 検索事業者の提供する検索結果以外の情報の削除に射程が及ぶか
 - (エ) その他¹

(2) 違法性及び差止請求の判断基準ないし判断方法

被侵害利益ごとに、①不法行為、②仮処分における差止請求権、③本案訴訟における差止請求権の各場面を想定して、御議論いただくことが考えられる。

- ア 名誉毀損²
- イ プライバシー
- ウ 名誉感情³
- エ 肖像権
- オ 氏名権
 - (ア) 氏名を冒用されない権利
 - (イ) 氏名を正確に呼称・表記される利益
 - (ウ) その他
- カ その他の人格権又は人格的利益⁴

¹ 被侵害利益ごとの検討は、(2)以下で行う。また、「検索結果に人格権侵害となる情報があるが、収集元ウェブページには人格権侵害となる情報がない場合に射程が及ぶか」といった論点もあり得る。

² 意見ないし論評の表明による名誉毀損の事例において、その基礎となる事実が黙示的にも表示されていない場合の違法性の考え方については、4で御議論いただくことが考えられる。

³ 法人の名誉感情侵害があり得るかも論点となり得る。

⁴ いわゆる「アイデンティティ権」や、「氏名及び出自・国籍を第三者に正しく認識してもらう人格的利益」（仙台地判平成30年7月9日）などが考えられる。

(3) 表現の内容や態様が特に問題となる場合の考え方⁵

ア プライバシー

- (ア) 前科等に関する事案
- (イ) 公共性のない事実の公表が問題となる事案

イ 肖像権

- (ア) 自らインターネット上に投稿した肖像等の画像等の無断転載
- (イ) 被撮影者の同定の要否と程度
- (ウ) スポーツ選手に対する盗撮、撮影した写真や動画の投稿等

2 SNS等における「なりすまし」

- (1) なりすまし行為自体の違法性の有無及び差止請求の可否⁶
- (2) なりすまし行為自体が違法といえない場合の法律構成

ア 名誉毀損

- (ア) なりすまされていること（本人による投稿ではないこと）が明らか
な場合の社会的評価の低下の有無
- (イ) なりすまされていることが明らかではない場合（本人による投稿で
あると認識される場合）の社会的評価の低下の有無

イ プライバシー

ウ 肖像権

エ 氏名権

- (3) なりすまし行為自体が違法といえない場合のアカウント自体の削除⁷

3 インターネット上の表現行為の特徴に関する法的諸問題

- (1) 被害者の同定や摘示された事実の認定に関し、どの範囲の情報を考慮
することができるか⁸

⁵ ここで掲げたもののほか、論点2のいわゆる「なりすまし」行為、論点4の個別には違法性を肯定し難い大量の投稿、論点5のヘイトスピーチ、論点6の識別情報の摘示（特定の地域を同和地区であると指摘する情報）も、表現内容や態様に着目した項目である。

⁶ いわゆる「アイデンティティ権」による救済の可否と捉えることが可能である。

⁷ これに関連して、ブログ記事等における情報量の多い1つの投稿の一部にのみ権利を侵害する記載がある場合の削除の範囲や、電子掲示板においてスレッド自体を削除することの可否を検討することも考えられる。

⁸ ①スレッドやウェブページのタイトル、②同一のスレッド又はウェブページ内の前後の投稿、③関連する別のスレッド又は同一のウェブサイト内の他の投稿、④特定のSNSアカウントのタイムライン上の前後の投稿、⑤SNSにおける同一ツリー内の他の投稿、⑥同一のハッシュ

(2) まとめサイトをめぐる諸問題

- ア 原投稿をそのまま転載している場合／編集・加工等している場合
- イ まとめサイトのコメント欄にされた投稿

(3) リツイート等による権利侵害

リツイート (Twitter) , いいね (Twitter, Facebook)

(4) リンクの設定による権利侵害

リンク先の情報にのみ権利を侵害する情報がある場合等

(5) 基礎となる事実が明示されていない意見ないし論評の表明⁹

(6) ハンドルネームに対する権利侵害¹⁰

4 個別には違法性を肯定し難い大量の投稿

(1) 特定の者が大量に投稿している場合

名誉感情侵害及び削除に係る差止請求権の判断基準並びに削除の範囲

(2) 複数の者により全体として大量に誹謗中傷の投稿がされた場合

名誉感情侵害及び削除に係る差止請求権の判断基準並びに削除の範囲

(3) 名誉感情侵害も肯定できない場合の対処の在り方

5 集団に対するヘイトスピーチ

(1) 表現行為と被侵害利益

危害の扇動, 差別の助長, 憎悪の増進, 集団的誹謗, 選挙運動として行われるヘイトスピーチなど¹¹

(2) 集団等に向けられたヘイトスピーチ

権利侵害及び削除に係る差止請求権の判断基準ないし判断方法

(3) 特定個人の権利・利益を侵害するとはいえない場合の対処の在り方

タグが付された他の投稿, ⑦リンク先の記事, ⑧検索エンジンで検索することにより表示される情報など。

⁹ ロコミサイト等を中心によく見られる類型の投稿である。判例の違法性阻却事由は、基礎となる事実の真実性を要件としているため、基礎となる事実が黙示的にも摘示されていない場合の判断の方向性について、御議論いただくことが考えられる。

¹⁰ 芸名などと異なり、ハンドルネームを通じた社会活動をしていない場合には、権利侵害が認められない傾向にあるように思われる。

¹¹ これらのほかに、特定人について「在日である」などと出自を指摘する表現行為も問題となり得る。

6 識別情報の摘示（特定の地域を同和地区であると指摘する情報）

(1) 特定の個人が同和地区出身であると示す情報

権利侵害及び削除に係る差止請求権の判断基準ないし判断方法

(2) 特定の地域を同和地区であると示す情報

権利侵害及び削除に係る差止請求権の判断基準ないし判断方法

(3) 特定個人の権利・利益を侵害するとはいえない場合の対処の在り方

7 その他

(1) ハード・ローとソフト・ローの役割分担について

ア 約款等による自主的な対応の利点と注意点

イ 約款等により自主的に対応すべき具体的な表現類型

ウ 違法性の判断基準を示すガイドラインの充実

(2) 書き込みを削除しないプロバイダ等の責任について

ア プロバイダ責任制限法が適用されるプロバイダ等の損害賠償責任の判断基準

イ 検索事業者の損害賠償責任の判断基準（検索事業者の提供する検索結果が対象になる場合、損害賠償にも「明らか」要件が適用されるのか等）

(3) 行政機関によるインターネット上の表現行為に対するモニタリング

ア モニタリングの必要性・有用性の有無

イ 行政機関がこれを実施するとした場合に踏まえるべき条件等

(4) SLAPP訴訟への対応等

ヘイトスピーチに関する裁判例

本資料は、「令和3年度ヘイトスピーチ対策専門部会」の開催に当たり、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」第2条の「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に関する判断をした裁判例を紹介するものである。

1 大阪高判平成30年6月28日（原審：大阪地判平成29年11月16日）

この裁判例は、在日朝鮮人のフリーライターである原告（被控訴人）が、被告（控訴人）がインターネット上に投稿したいわゆるまとめサイト（保守速報）の複数のブログ記事が、原告（被控訴人）に対する名誉毀損、侮辱などに当たるとして、被告（控訴人）に対し、損害賠償を求めた事案である。

上記ブログ記事は、インターネット上の電子掲示板のスレッドや、原告（被控訴人）のSNS上の投稿やそれに対する返信の投稿の中から一部の投稿を引用し、順番を並べ替え、文字を拡大、色づけするなどの加工をして編集し、掲載したものであった。

原審の大阪地裁は、一部のブログ記事の表題や引用された投稿に、原告と「トンスル」又は「火病」という言葉を結び付ける趣旨の記載があり、これらの言葉の意味及びその用いられ方に照らすと、在日朝鮮人であることを理由に原告を著しく侮辱するものであること、一部のブログ記事は、原告が通名を使用していることを示唆した上で、原告が在日朝鮮人であるがゆえに通名を使用していることなどを揶揄するものであって、在日朝鮮人であることを理由に原告を著しく侮辱するものであること、一部のブログ記事に引用されている投稿は、「Xのようなカスを日本に住ませる義理があるのか？日本からたたき出せ」といった攻撃的な表現を用いるなどして、原告に日本を去って韓国又は北朝鮮に帰れなどと求めるものであって、在日朝鮮人であることを理由に原告を日本の地域社会から排除することを扇動するものであるとし、これらのブログ記事は、ヘイトスピーチ解消法第2条等に反する人種差別に当たる内容を含むものとした。

大阪高裁は、原審のこの判断を引用した上で、被告（控訴人）が、ブログ記事に引用された投稿は在日外国人制度等に関する議論や一定の者に日本を出て行くことを提案するにとどまるものであり、その他の投稿等も差別表現には当たらないと主張したのに対し、「上記返答ツイート等は、〈1〉「日本は怖い国ですね。早く自分の国に帰りましょうね。」、〈2〉「違法移民なんだよね、居座ってるだけで」「一時的に死なないように慰留認めてるだけなんだから」「帰ってくれ」及び〈3〉「日本が嫌いなら出て行けばいいだけの話。」というものである。これらが何らかの議論であるなどとはいえず、単に日本からの出国を提案する内容でもない。これらは、在日朝鮮人であることを理由に被控訴人に日本から出て行くよう求めているものというべきである。」「控訴人の主張に挙げられたその他のレスや返答ツイートも、(6)30、(19)342及び(33)96等で典型的なとおり、攻撃的な表現等を用いて被控訴人に対し韓国又は

北朝鮮に帰れなどと求めるものである。」「したがって、上記レス等が記載されているブログ記事は、被控訴人に対する人種差別に当たるといふべきである。なお、控訴人は、本件各ブログ記事が差別的言動解消法2条にいう不当な差別的言動に当たらないようにも主張するが、控訴人の主張に理由がないことは、本件各ブログ記事自体から明らかである。」と判示した。

大阪高裁は、ブログ記事が名誉毀損や侮辱等に当たるかどうかについては、まとめサイトのブログ記事は、各ブログ記事ごとに一体のものとして評価されるべきであり、ブログ記事内に引用されている各投稿について個別に名誉毀損や侮辱等に当たるかどうかを判断するものではなく、このような投稿を含むまとめサイトのブログ記事が名誉毀損や侮辱等に当たるかどうかを判断するものであるとしている。そのため、大阪高裁は、判決文上に示された「早く自分の国に帰りましょうね。」「帰ってくれ。」「出ていけ」といった記載に重きを置いていたとしても、それ自体で「不当な差別的言動」に当たると判断したものではなく、このような投稿を含む記事を全体として評価すると、「不当な差別的言動」に当たると判断したものと考えられる。

2 東京地判令和元年10月4日

この裁判例は、民族学級の常勤講師である原告が、インターネット上のウェブサイトに投稿された「[拡散] D小学校◆日本の公立学校で朝鮮学校への配慮と朝鮮人在校生の民族教育と誇りのための交流会？」と題する記事が原告の名誉を毀損するものであり、また、ヘイトスピーチであって、原告の人格権を侵害するとして、プロバイダ責任制限法に基づき発信者情報の開示を求めた事案である。

東京地裁は、上記記事が原告の権利を侵害することが明白であるかどうかについて、「本件記事には、『D小学校には民族学級ってのがあつたの？』『この人の発案が通つたんですねw（何故？）』との記載があり、その下に原告の氏名が「民族学級」との肩書とともに記載されていること、さらに、同記載に続いて「=検索してみたら出てきた。』『=案の定、朝鮮人である私は被害者！wがベースにある朝鮮人だつた。』『あなたたちは強制的に日本での暮らしを強いられているわけではないので、さっさと半島へお帰りください。』と記載され、その下に原告の写真（本件写真）が掲載されるとともに、原告の経歴等が記載されていることが認められるところ、これら文脈からすれば、『さっさと半島へお帰りください。』との記載は、原告に向けられたものと読み取るのが相当である。」「そして、本件記事全体をみても、原告が本邦から退去しなければならない合理的な理由は何ら示されていないことは明らかである。そうすると、『さっさと半島へお帰りください。』との記載を含む本件記事は、朝鮮半島出身者又はその子孫である在日韓国、朝鮮人に対する差別的意識を助長する目的で、朝鮮半島出身であることを理由として、原告を地域社会から排除することを扇動する不当な差別的言動（差別的言動解消法2条参照）であり、本件投稿は、社会通念上許される限度を超えて、原告の人格権を侵害する違法な行為であつて、もとより違法性阻却事由を窺わせる事情も存在しない。」と

判示した。

この判決も、記事内の「あなたたちは強制的に日本での暮らしを強いられているわけではないので、さっさと半島へお帰りください。」との記載に重きを置いていたとしても、記載それ自体で「不当な差別的言動」に当たるという判断をしたものではなく、このような記載を含む記事を全体として評価した場合に、当該記事が「不当な差別的言動」に当たると判断したものと考えられる。

3 大阪地判堺支部令和2年7月2日

この裁判例は、韓国籍を有する原告が、自身の勤務する会社において、同社の代表取締役が韓国人等を誹謗中傷する旨の人種差別や民族差別を内容とする政治的見解が記載された文書を従業員に配布するなどしたことが原告の人格権を侵害するものであるなどと主張して、同社及び同代表取締役に対し、損害賠償を求めた事案である。

大阪地裁堺支部は、上記文書の配付行為は、ヘイトスピーチ解消法が定める差別的言動であり、原告の権利又は法益を侵害する違法なものであると原告が主張したのに対し、「差別的言動解消法は、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（以下「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動を、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」として定義した上で（2条）、国及び地方公共団体による基本的施策として相談体制の整備、教育の充実等及び啓発活動等に取り組むことなどを定めるものの（3条から7条）、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を禁止する規定や、当該差別的言動に該当する場合の法律上の効果についての規定がない。」「そうすると、」
「差別的言動解消法が定める差別的言動に該当することを理由とする民事上の損害賠償請求は、」
「同法を直接の根拠とすることはできず、民法709条等の個別の規定の解釈適用を通じて、当該表現の内容が個人の権利又は法律上保護された利益を侵害すると認められることが必要と解される。」とした。

その上で、「本件文書〈1〉は、被告Y以外の者が著述した公刊物やインターネット上で配信された記事等、そして、それに対する従業員の感想文等から構成されているものであり、その内容は、中韓北朝鮮の国家や政府関係者を強く批判したり、在日を含む中韓北朝鮮の国籍や民族的出自を有する者に対して激しい人格攻撃の文言を用いて侮辱したり、Iなどに対して「反日」「売国奴」などの文言で同様に侮辱したり、我が国の国籍や民族的出自を有する者を賛美して中韓北朝鮮に対する優越性を述べたりするなどの政治的な意見や論評の表明を主とするものではないことは明らかであり、本件文書〈1〉が配布された被告会社の従業員の普通の注意と読み方を基準としても、原告個人をも侮蔑し、被告会社において疎外することを内容とするものと読み取るこ

とはできない。また、被告Yが述べる「当該文書の配布の趣旨・目的や、その配布態様からしても、その配布行為が「原告個人を対象とする行為とは認められず、その結果についても、原告が本件文書〈1〉を閲読しなかったことにより被告らから何らかの不利益を受けたことがなく、」当該文書の配布により「被告らや他の従業員から在日韓国人であることを理由とする差別的な言動を受けたこともなかったのである。」「そうすると、」当該文書の配布は、「その内容、趣旨・目的、態様に照らして、原告個人に向けられた差別的言動と認めることはできず、他にこれを認めるに足りる証拠もない。」「したがって、本件文書〈1〉の中に、仮に」「差別的言動解消法等が定める人種差別や民族差別を内容とする差別的言動若しくは人種差別や民族差別を助長する表現と評価することができる表現が含まれているとしても、それを配布した行為をもって、直ちに原告に対する差別的言動として違法であると評価することはできないというべきである。」と判示した。

本判決は、韓国人等を誹謗中傷する旨の人種差別や民族差別を内容とする政治的見解が記載された文書の配布行為が原告に向けられた行為であるとは認められないことから、当該文書内に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当する表現が含まれていたとしても、そのことを理由として、当該文書の配布行為が原告の権利又は利益を侵害する違法なものということとはできないと判断したものと考えられる。

なお、本判決は、労働者は就業場所において国籍によって差別的取扱いを受けない人格的利益を有しているとした上で、「本件文書〈1〉の内容は、中韓北朝鮮の国家や政府関係者を強く批判したり、在日を含む中韓北朝鮮の国籍や民族的出自を有する者に対して「死ねよ」「嘘つき」「卑劣」「野生動物」などと激しい人格攻撃の文言を用いて侮辱したり、我が国の国籍や民族的出自を有する者を賛美して中韓北朝鮮に対する優越性を述べたりするなどの強固な政治的な意見や論評の表明を主とするものであるから、韓国の国籍や民族的出自を有する者にとっては著しい侮辱と感じ、その名誉感情を害するものであるとともに、そのような顕著な嫌悪感情を抱いている被告らから差別的取扱いを受けるのではないかとの現実的な危惧感を抱いてしかるべきものであることが認められる。」として、同文書を会社内で配布した行為が、原告の労働者としての上記人格的利益を侵害するものであることを認めている。

以上

ヘイトスピーチ解消法施行5年に併せて実施した取組

1. ポスター・リーフレットのリニューアル



※文字の背後に放射状の「効果線」を追加

2. 全国の法務局における啓発活動



〈駅コンコース〉

〈大型ビジョン〉



3. インターネット広告

広告 www.moj.gov.jp/ヘイトスピーチ/許さない/

ヘイトスピーチをご存知ですか？ - まずは知ることから始...

【ヘイトスピーチ解消法施行から5年】 違いを認め、互いの人権を尊重しあう社会へ。ヘイトスピーチについて、詳しくは法務省ホームページをご覧ください。

先月のmoj.gov.jpの閲覧回数：10万回以上

4. 法務省・法務局HPのトップにバナーを掲載



5. 施行5年に併せたコラム

法務省
MINISTRY OF JUSTICE

ヘイトスピーチ解消法施行5年

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」いわゆるヘイトスピーチ解消法が施行されて5年が経ちました。

令和3年6月1日、法施行から5年を迎えるに当たって、上川法務大臣は記者会見で次のように述べました。

“*今年8日で、ヘイトスピーチ解消法が施行されて5年を迎えます。
ヘイトスピーチ解消法は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を対象とし、そのような言動があってはならないとの理念を明らかにしたものです。
残念ながら、国内外を問わず、人種や民族等を理由とする不当な差別的言動がまだ後を絶ちません。
こうした言動は、多様性と包容性のある唯一人取り残さない社会の実現を目指す上で、決してあってはなりません。
法務省の人権擁護機関におきましては、法施行を契機に「ヘイトスピーチ、許さない。」とすることをスローガンとしてリニューアルを行いました。今後とも、社会を構成する一人一人に、このような意識を共有していただけるよう、様々な人権啓発活動にしっかりと取り組んでまいります。”

(記者会見での上川法務大臣よりリニューアルしたポスター)

6. SNSでの情報発信

法務省人権擁護局
@MOJ_JINKEN

【#ヘイトスピーチ解消法 施行から5年】
平成28年にヘイトスピーチ解消法が施行されてから、今日で5年です。
特定の民族や国籍の人々を排斥する不当な差別的言動をなくすためには、皆様一人一人に「#ヘイトスピーチ、許さない。」という思いを持っていただくことがとても大切です。

午後4:45・2021年6月3日・Twitter Web App

ヘイトスピーチ、 許さない!

特定の民族や国籍の人々を排斥する不当な差別的言動を見聞きしたことはありませんか。こうした言動は、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることになりかねず、許されるものではありません。

違いを認め、互いの人権を尊重し合う社会を共に築きましょう。

詳しくは法務省HPへ▶ http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00108.html



民族や国籍等の違いを認め、互いの人権を尊重し合う社会を共に築きましょう。

平成28年(2016年)に、ヘイトスピーチ解消のための法律(本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律)が施行されましたが、いまだに特定の民族や国籍の人々を排斥する不当な差別的言動が続いています。こうした言動は、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることになりかねません。一人一人の人権が尊重され、豊かで安心できる成熟した社会の実現を目指す上で、こうした言動は許されるものではありません。

法務省の人権擁護機関では、皆様お一人お一人に「ヘイトスピーチ、許さない。」という思いを持っていただくことが、こうした言動をなくすために大変大切なことだと考えています。

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」の前文では、本邦外出身者に対する「不当な差別的言動は許されないことを宣言する」とされています。

また、同法が審議された国会の附帯決議においては、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」以外のものであれば、いかなる差別的言動であっても許されるとの理解は誤り」とされています。

法務省の人権擁護機関の取組

人権啓発活動

ヘイトスピーチがあってはならないということを、皆様に御理解いただくため、SNSやインターネットを活用するなどして、より効果的な各種人権啓発活動に取り組んでいます。

相談受付

ヘイトスピーチによる被害者の人権に関する問題の相談を受け付けています。

窓口



法務局では、職員や人権擁護委員(法務大臣から委嘱された民間の人たち)が、ヘイトスピーチによる被害など、人権に関する問題について相談に応じており、日本語を自由に話せない方のために、通訳を介しての相談にも応じています。

電話



「みんなの人権110番」のほか、外国語に対応した「外国語人権相談ダイヤル」を開設し、電話での相談に応じています。

PC



「インターネット人権相談受付窓口」のほか、外国語に対応した「外国語インターネット人権相談」でも、相談を受け付けています。相談フォームに必要事項を入力して送信いただくと、後日メール等により回答します。

※ 対応言語：それぞれ日本語のほか、10言語に対応(英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、スペイン語、インドネシア語、タイ語)

相談窓口

日本語対応



みんなの人権110番
0570-003-110



インターネット人権相談受付窓口
<https://www.jinken.go.jp/>



外国語対応



外国語人権相談ダイヤル
0570-090911
(Foreign-language Human Rights Hotline)



外国語インターネット人権相談
(Human Rights Counseling Services on the Internet)
<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html#01>



平成 31 年 3 月 12 日

法務局人権擁護部第三課長 殿

(東京, 大阪)

法務局人権擁護部第一課長 殿

(除く, 東京, 大阪)

法務局人権擁護部第二課長 殿

地方法務局人権擁護課長 殿

法務省人権擁護局調査救済課補佐官

選挙運動, 政治活動等として行われる不当な差別的言動への対応について
標記について, 近時, 選挙運動, 政治活動等に藉口して不当な差別的言動等が
行われる場合があるとの指摘がされています。選挙運動, 政治活動等(以下「選
挙運動等」という。)の自由の保障は民主主義の根幹をなすものですが, 他方で,
選挙運動等として行われたからといって, 直ちにその言動の違法性が否定される
ものではありません。

ついては, 選挙運動等に藉口した不当な差別的言動その他の言動により人権を
侵害されたとする被害申告等があった場合には, その言動が選挙運動等として行
われていることのみをもって安易に人権侵犯性を否定することなく, 「ヘイトス
ピーチに関する人権相談に対する対応指針」(平成 27 年 6 月 10 日付け当職事
務連絡)及び「インターネット上の不当な差別的言動に係る事案の立件及び処理
について」(平成 31 年 3 月 8 日付け法務省権調第 15 号当課長依命通知)をも
踏まえ, その内容, 態様等を十分吟味して, 人権侵犯性の有無を総合的かつ適切
に判断の上, 対応されるよう願います。

なお, この種事案の人権侵犯事件としての立件, 調査及び処理に際しては, 侵
犯された人権に十分配慮した処理を目指しつつも, 他方, 選挙運動等の自由にも
十分配慮する必要があるので, その対応方については, 事前に当課と十分に協議
されるよう配意願います。

第5回ヘイトスピーチ対策専門部会 資料

省庁名：警察庁公安課

議題2 その他のヘイトスピーチに係る取組

警察庁では、平成28年に施行された本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律を踏まえ、引き続き、右派系市民グループの活動における違法行為の未然防止の観点から、厳正公平な立場で必要な警備措置を講じ、違法行為を認知した場合には、法と証拠に基づき厳正に対処するとともに、警察職員に対する必要な教育を推進している。

インターネット上のヘイトスピーチに係る総務省の取組 (第5回ヘイトスピーチ対策専門部会)

令和3年9月

総務省 総合通信基盤局

インターネット上の誹謗中傷などによる権利侵害により円滑に被害者救済を図るため、発信者情報開示について新たな裁判手続（非訟手続※）を創設するなどの制度的見直しを行う。

※訴訟以外の裁判手続。訴訟手続に比べて手続が簡易であるため、事件の迅速処理が可能とされる。

1. 新たな裁判手続の創設

現行の手続では発信者の特定のため、2回の裁判手続※を経ることが一般的に必要。

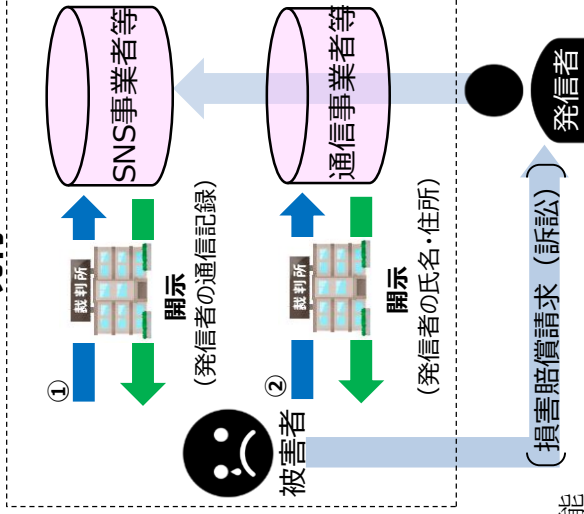
※SNS事業者等からの開示と通信事業者等からの開示

【改正事項】

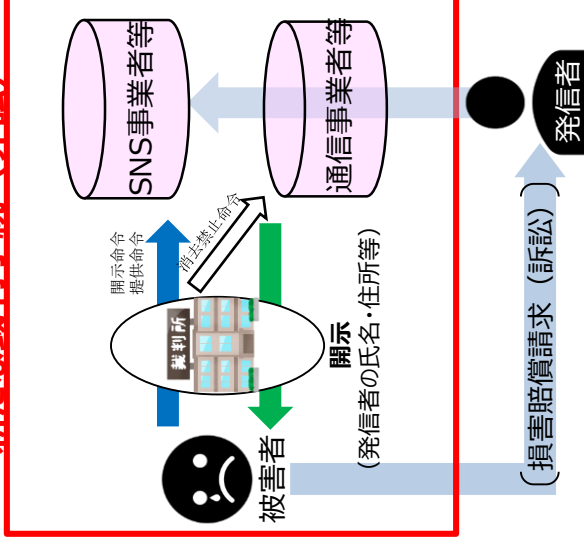
- 発信者情報の開示を一つの手続で行うことを可能とする「新たな裁判手続」(非訟手続)を創設する。
- 裁判所による開示命令までの間、必要とされる通信記録の保全に資するため、提供命令及び消去禁止命令※を設ける。 ※侵害投稿通信等に係るログの保全を命令
- 裁判管轄など裁判手続に必要な事項を定める。

※新たな非訟手続では米国企業に対してEMS等で申立書の送付が可能

現行



新たな裁判手続 (非訟)



2. 開示請求を行うことができる範囲の見直し

SNSなどのログイン型サービス等において、投稿時の通信記録が保存されない場合には、発信者の特定をするためにログイン時の情報の開示が必要。

【改正事項】

- 発信者の特定に必要な場合には、ログイン時の情報の開示が可能となるよう、開示請求を行うことができる範囲等について改正を行う。

3. その他

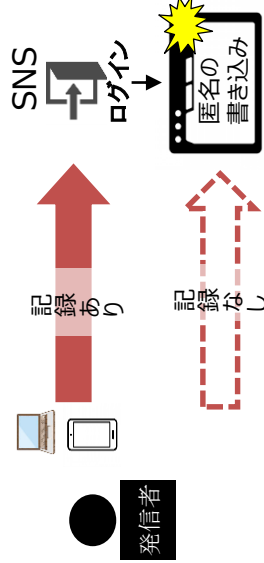
【改正事項】

- 開示請求を受けた事業者が発信者に対して行う意見照会※において、発信者が開示に応じない場合は、「その理由」も併せて照会する。
※新たな裁判手続及び現行手続（訴訟手続及び任意開示）の場合

(施行日：公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日)

〈ログイン型サービスのイメージ〉

ID/パスワードを入力し、アカウントにログインした上で投稿などを行うサービス



■ 社会問題となっているインターネット上の誹謗中傷に対応するため、総務省において、2020年9月に「政策パッケージ」を公表。

1. ユーザに対する情報モラル及びICTリテラシーの向上のための啓発活動

- ①「インターネットトラブル事例集(2020年版)追補版」を作成・公表し、全国の総合通信局等や教育委員会等を通じて子育てや教育の現場へ周知【2020年9月公表・周知済】
- ②「e-ネットキャラバン」の講座内容にインターネット上の誹謗中傷に関するものを追加【2020年9月実施済】
- ③「#NoHeartNoSNS 特設サイト」(主催:総務省・法務省 人権擁護局・(一社)ソーシャルメディア利用環境整備機構、(一社)SIA)の拡充等により、社会全体における情報モラルやICTリテラシーが高まるようにするための取組を強化【継続的に実施中】

2. プラットフォーム事業者の自主的取組の支援と透明性・アカウンタビリティの向上

- ①実務者検討会を開催し、法務省人権擁護機関からの削除依頼に対する事業者の円滑な対応を促進【定期的に開催中】
- ②事業者及び事業者団体との意見交換を通じ、誹謗中傷対策の実施や有効性の検討を働きかけ【継続的に実施中】
- ③自主的な取組の報告等により、事業者による透明性・アカウンタビリティ確保方を促進し、取組の状況把握や評価方法の検討を実施【PF研等の場を通じ継続的に実施】
- ④国際的な制度枠組みや対応状況を注視し、国際的な対話を深化【継続的に実施中】

3. 発信者情報開示に関する取組

- ①電話番号を開示対象に追加する省令改正の実施を踏まえ、弁護士会照会に応じて電話番号に紐づく氏名・住所を回答可能である旨をガイドラインで明確化【2020年11月実施済】
- ②新たな裁判手続の創設や特定の通信ログの早期保全のための方策について、法改正を実施【2021年4月成立】
- ③開示対象となるログイン時情報を明確化するため、法改正を実施【2021年4月成立】
- ④要件該当性の判断に資する民間相談機関の設置やガイドラインの充実に関する民間の取組を支援【2021年4月ガイドライン公表】

4. 相談対応の充実に向けた連携と体制整備

- ①違法・有害情報相談センターについて、相談員の増員等による体制強化を図るとともに、相談件数・内容の分析を実施【2021年度から実施中】
- ②相談内容に応じて相談機関間で紹介を行うなど、他の相談機関との連携対応を充実【継続的に実施中】
- ③複数の相談窓口の特徴やメリットを記載した案内図の作成など、ユーザにとって分かりやすい相談窓口の案内を実施【2020年12月公表済】

インターネット上のいわゆるヘイトスピーチ等に係る書き込みへの円滑な対応を可能とするため、平成30年10月より、法務省とともに、大手海外事業者や業界団体等の通信関連事業者との意見交換の場となる実務者検討会を継続的に開催。

通信関連事業者との意見交換

- 令和2年9月の「政策パッケージ」公表後、インターネット上の誹謗中傷への円滑な対応を図ることを目的として、実務者検討会を合計3回開催（第6回会合まで開催）。

※参加事業者の具体的な対応等について議論を行うため、非公開での実施

<参加者>

グーグル合同会社、ツイッター ジャパン株式会社、ByteDance株式会社※、
フェイスブック ジャパン株式会社、ヤフー株式会社、LINE株式会社

※ ByteDance株式会社は第5回会合から参加

- 10 (一社) 日本インターネットプロバイダ協会、(一社) 電気通信事業者協会、
(一社) テレコムサービス協会、(一社) 日本ケーブルテレビ連盟、違法・有害情報相談センター

総務省、法務省

<日時・議題>

第4回 令和2年9月15日

- インターネット上の誹謗中傷への対応に関する政策パッケージについて
令和元年におけるインターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件について

第5回 令和2年11月20日

- インターネット上の人権侵害情報に対する法務省の人権擁護機関による削除依頼の現状と課題について

第6回 令和3年2月17日

- インターネット上の誹謗中傷に対する削除に向けた取組の促進について

違法・有害情報相談センターにおける相談件数及び法務省人権擁護機関からの削除要請件数に関する状況分析について

○ インターネット上の誹謗中傷に関する複数の相談窓口(※)に関する相談窓口の案内図を作成

(※)「違法・有害情報センター」(総務省)、「人権相談」(法務省)、「誹謗中傷ホットライン」(セーフティーインターネット協会)

○ 相談窓口の周知広報

- ・総務省(新型コロナウイルス関連情報ページ含む)、法務省のホームページにおける周知広報
- ・「インターネットトラブル事例集(2021年版)」に掲載
- ・e-ネットキヤラバンの相談窓口に関する参考資料に追加
- ・#NoHeartNoSNS特設サイトにおける掲載
- ・内閣府政府広報室と連携した周知広報(※)
- (※)政府広報室「暮らしに役立つ情報」に掲載
- ・全国の総合通信局等と連携した周知広報
- ・関係団体(※)と連携した周知広報

(※) 通信事業者関連では、(一社)安心ネットづくり促進協議会、(一社)全国携帯電話販売代理店協会、全国高等学校PTA連合会、(一社)ソーシャルメディア利用環境整備機構、(一社)テレコムサービス協会、(一社)電気通信事業者協会、(一財)マルチメディア振興センター等

その他、アスリートへの写真・動画による性的ハラスメントへの対応として、(公財)日本オリンピック協会、(公財)日本スポーツ協会、(公財)日本障がい者スポーツ協会、(一社)一般社団法人大学スポーツ協会、(公財)全国高等学校体育連盟、(公財)日本中学校体育連盟、(独法)日本スポーツ振興センター

等

インターネット上の誹謗中傷に関する相談窓口のご案内

インターネットの書き込みにより、誹謗中傷などの被害にあわれた場合

解決策について相談したい

悩みや不安を聞いてほしい

- ・解決策がわからない
- ・書き込みを削除したい

「まもろうよ ところ」(厚生労働省)
<https://www.mhlw.go.jp/mamoruoyokokoro>
 ◎悩みや不安を抱えている方に対して、気軽に相談できる窓口を紹介しています。電話、メール、チャット、SNSなど、様々な方法による相談が可能です。

書き込んだ人に
賠償等を求めたい

・身の危険を感じる
・犯人を処罰してほしい

弁護士に相談
または 法テラス
<https://www.houterasu.or.jp>

最寄りの警察署や都道府県警察
本部のサイバー犯罪相談窓口
<https://www.npa.go.jp/cyber/soudai.html>

・まずアドバイスがほしい
・自分で迅速に削除依頼したい

・自分で削除依頼できない
・自分の代わりに削除要請してほしい

ネットトラブルの
専門家に相談したい

「違法・有害情報相談センター」
(総務省)

<https://www.ihaholb>

迅速な助言

- ◎相談者自身で行う削除依頼の方法などを迅速にアドバイスします。
- ◎インターネットに関する技術や制度等の専門知識や経験を活用する相談員が対応
- ◎人権侵害に陥らず、様々な事案に対して幅広いアドバイスが可能
- ◎インターネットで相談の受付や相談のやりとりを行います。

※相談要請ではなくアドバイスを行う相談窓口です

人権問題の専門機関に
相談したい

「人権相談」
(法務省)

<https://www.imken.go.jp>
 「みんなの人権110番」
 0570-003-110

削除要請・助言

- ◎相談者自身で行う削除依頼の方法などの助言に加え、法務局が事案に応じてプロバイダ等に対する削除要請を行います。
- ◎削除要請は、専門的知見を有する法務局が違法性を判断した上でを行います。
- ◎全国の法務局における相談のほか、電話やインターネットでも相談を行います(外国語にも対応)。

※違法性の判断に時間を要する事案があります

民間機関に
相談したい

「誹謗中傷ホットライン」
(セーフティーインターネット協会)

<https://www.saferinternet.or.jp/bullying>

プロバイダへの連絡

- ◎インターネット上の誹謗中傷について、連絡を届け付け、一定の責務に該当すると判断したものについては、即座にプロバイダに各社の利用規約等に基づいた対応を促す連絡を行います。
- ◎インターネット企業有志によって運営されるセーフティーインターネット協会(SIA)が運営しています。
- ◎インターネットで連絡を受け、やりとりはメールで行います。

※プロバイダへの連絡を行わない場合もあります

※上記のほか、学校や地方公共団体にある相談窓口も活用してください。

1. ユーザに対する情報モラル及びICTリテラシーの向上のための啓発活動

- ・実態把握や分析結果に基づき、産学官民が連携し、引き続きICTリテラシー向上施策が効果的となるよう取り組む必要
- ・e-ネットキヤラバン等の青少年向けの取組に加え、大人も含め幅広い対象に対してICTリテラシー向上のための取組を実施することを検討していくことが必要
- ・総務省や各ステークホルダーによるICTリテラシー向上の取組状況を把握し、ベストプラクティスの共有や更なる効果的な啓発を行うことが必要

2. プラットフォーム事業者の自主的取組の支援と透明性・アカウンタビリティの向上

<プラットフォーム事業者の自主的取組の支援>

- ・プラットフォーム事業者が自らのサービス上での違法・有害情報の流通状況について実態把握とリスク分析・評価を行うことが必要
- ・トラステッドフラッグの仕組みの導入・推進にむけて検討を行うことが望ましい。人権擁護機関からの削除要請に関し、削除に関する違法性の判断基準・判断方法や個別の事業者における削除実績等について関係者間で共有し、行政側・事業者側双方の削除に関する対応についての透明性を向上させ、円滑な削除対応を促進することが必要
- ・プラットフォーム事業者は、一定の短期間間に大量の誹謗中傷が集まった場合へのアーキテクチャ上の工夫について、既存の機能や取組の検証や新たな対応の検討を行うことが望ましい

<プラットフォーム事業者による取組の透明性・アカウンタビリティの向上>

- ・我が国における透明性・アカウンタビリティ確保が図られていない事業者に関しては、特に透明性・アカウンタビリティ確保の取組を進めることが強く求められる。総務省はモニタリングと検証評価を継続的に行っていくことが必要

3. 発信者情報開示に関する取組

- ・法施行に向けて関係政省令の策定を進め、関係事業者及び総務省の間で新制度の具体的な運用に関する協議を進めることが必要
- ・プラットフォーム事業者・行政側の双方で、発信者情報開示に関する申請や開示件数等について集計・公開することが求められる

4. 相談対応の充実に向けた連携と体制整備

- ・違法有害情報相談センターにおいて引き続き相談対応を行い、システム更新、相談機関間の連携強化、相談窓口の周知が必要



- ・プラットフォーム事業者による取り組みの透明性・アカウンタビリティ確保について、次回以降のモニタリングにおいて、依然として事業者が自主的な報告を行わない場合や、我が国における透明性・アカウンタビリティ確保が実質的に図られない場合には、透明性・アカウンタビリティの確保方策に関する行動規範の策定及び遵守の求めや法的枠組みの導入等の行政からの一定の関与について、具体的に検討を行うことが必要
- ・①リスクベースアプローチ、②リスク分析・評価と結果公表、③適切な対応の実施と効果の公表、④継続的モニタリング、⑤データ提供、といったといった大枠としての共同規制的枠組みの構築を前提に検討を進めることが適当

事 務 連 絡
令和2年12月24日

各都道府県選挙管理委員会事務局 }
各指定都市選挙管理委員会事務局 } 御中

総務省自治行政局選挙部選挙課

人権教育・啓発中央省庁連絡協議会ヘイトスピーチ対策専門部会の
議事概要等に関する情報提供について

標記の件について、令和2年12月24日に、別紙1のとおり法務省より周知
依頼があり、当該専門部会では選挙に関する事項もありましたので、情報提供い
たします。

また、法務省からは別紙2「選挙運動、政治活動等として行われる不当な差別的
言動への対応について」（平成31年3月12日付事務連絡）のとおり法務局
に通知されています。

選挙管理委員会は、選挙を公正かつ適正に管理し、政治的中立性が求められる
機関であり、候補者の政見等について介入・干渉することは許されないところで
すが、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関
する法律（平成28年法律第68号）」の趣旨や別紙2の内容に留意し、選挙運
動等に名を借りて行われる不当な差別的言動等により人権を侵害されたとして
問合せがあった場合には、法務局の人権相談窓口を紹介する、法務局に情報提供
するなど適切に対応するようお願いいたします。

各都道府県選挙管理委員会におかれましては、貴都道府県内の指定都市を除
く市区町村の選挙管理委員会に対して、周知していただきますようお願いしま
す。

自治行政局選挙部選挙課

事 務 連 絡
令和 2 年 1 2 月 2 4 日

各省庁担当官 殿

人権教育・啓発中央省庁連絡協議会
ヘイトスピーチ対策専門部会事務局

令和 2 年度人権教育・啓発中央省庁連絡協議会ヘイトスピーチ対策専門部会の開催結果について

人権擁護の推進につきまして、平素から格段の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

本年 1 0 月 3 0 日に開催しました標記専門部会の議事概要及び会議資料につきまして、法務省ホームページ（URL：http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00108.html）において公表しましたのでお知らせします。

各省庁におかれては、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成 2 8 年法律第 6 8 号）の趣旨を踏まえ、標記専門部会の開催結果等を関係機関・職員に周知するなどし、連携して本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するに当たり、参考としていただきますようお願いいたします。

連絡先：法務省人権擁護局総務課人権擁護推進室

法務局人権擁護部第三課長 殿
(東京, 大阪)
法務局人権擁護部第一課長 殿
(除く, 東京, 大阪)
法務局人権擁護部第二課長 殿
地方法務局人権擁護課長 殿

法務省人権擁護局調査救済課補佐官

選挙運動, 政治活動等として行われる不当な差別的言動への対応について
標記について, 近時, 選挙運動, 政治活動等に藉口して不当な差別的言動等が
行われる場合があるとの指摘がされています。選挙運動, 政治活動等(以下「選
挙運動等」という。)の自由の保障は民主主義の根幹をなすものですが, 他方で,
選挙運動等として行われたからといって, 直ちにその言動の違法性が否定される
ものではありません。

ついては, 選挙運動等に藉口した不当な差別的言動その他の言動により人権を
侵害されたとする被害申告等があった場合には, その言動が選挙運動等として行
われていることのみをもって安易に人権侵犯性を否定することなく, 「ヘイトス
ピーチに関する人権相談に対する対応指針」(平成 2 7 年 6 月 1 0 日付け当職事
務連絡)及び「インターネット上の不当な差別的言動に係る事案の立件及び処理
について」(平成 3 1 年 3 月 8 日付け法務省権調第 1 5 号当課長依命通知)をも
踏まえ, その内容, 態様等を十分吟味して, 人権侵犯性の有無を総合的かつ適切
に判断の上, 対応されるよう願います。

なお, この種事案の人権侵犯事件としての立件, 調査及び処理に際しては, 侵
犯された人権に十分配慮した処理を目指しつつも, 他方, 選挙運動等の自由にも
十分配慮する必要があるので, その対応方については, 事前に当課と十分に協議
されるよう配意願います。

United Nations Guidance Note on Addressing and Countering COVID-19 related Hate Speech

11 MAY 2020

I. INTRODUCTION

The COVID-19 pandemic has seen demonstrations of overwhelming solidarity between nations and communities working together to address the impact and challenges it poses. Unfortunately, the pandemic has also given rise to a new wave of hate speech and discrimination. 'COVID-19 related hate speech' encompasses a broad range of disparaging expressions against certain individuals and groups that has emerged or been exacerbated as a result of the new coronavirus disease outbreak – from scapegoating, stereotyping, stigmatization and the use of derogatory, misogynistic, racist, xenophobic, Islamophobic or antisemitic language. Closely linked to this is the dissemination of 'disinformation' or 'misinformation' related to COVID-19.¹

Since the pandemic emerged, individuals perceived as ethnically Chinese or Asian, or belonging to certain ethnic and religious minorities, migrants, and foreigners have been blamed and vilified for spreading the virus. In some instances, this is grounded in misinformation and rumours, however, more insidious instances of hate speech related to COVID-19 being used to target already marginalized populations have also been reported. Conspiracy theories attributing the spread of the virus to Jews, Muslims, Christians, Bahai's or minority groups has fuelled discriminatory speech against such individuals, in some instances resulting in hate crimes or discrimination against them in the response to COVID-19. In some instances, journalists,² whistle-blowers, medical and health care professionals, human rights defenders

and peacebuilders – are also being subjected to unlawful attacks as a result of their work in addressing or reporting on the pandemic.

The phenomenon of COVID-19 related hate speech is being advanced through mainstream media and via online social media and tech platforms. Though it is often spread by private individuals, its consequences are most severe when it is propagated by political leaders, public officials, religious leaders and other influencers, or when it is part of concerted efforts by individuals or groups to spread hate or incite violence.

COVID-19 related hate speech has serious implications, both in the short and long term. It makes those targeted more vulnerable to violence, exposes them to political and social exclusion, isolation and stigmatization, inhibits them from expressing themselves and participating in public debate, and deters them from accessing medical care and other vital services. In so doing, it heightens the disproportionate effects of the disease on certain communities and exacerbates underlying social and economic inequalities, aggravates drivers of violent extremism while undermining the social cohesion, solidarity and trust necessary to effectively tackle the spread of the virus. It may also trigger social unrest and intergroup violence, possibly enhancing the conditions conducive to conflict and atrocity crimes.³ COVID-19 related hate speech may therefore pose a threat to the enjoyment of human rights, sustainable development and international peace and security.

¹ https://en.unesco.org/sites/default/files/disinfodemic_dissecting_responses_covid19_disinformation.pdf

² A/HRC/44/49, paras 34 – 40.

As part of global efforts to respond to the pandemic, the international community needs to be more vigilant and remain unequivocal in condemning COVID-19-related hate speech, promoting messages of inclusion, acting in solidarity and on the basis of international human rights law, particularly freedom of opinion and expression and the right to equality and non-discrimination.

While Member States have the primary responsibility for tackling COVID-19-related hate speech, other actors – especially tech and social media companies, mainstream media, and civil society – also have a significant role to play. The United Nations system plays a critical role, especially in supporting states and other

actors to develop and apply human rights-compliant measures to tackle COVID-19 related hate speech. As the [United Nations Secretary-General stated](#) when launching the policy brief, “[COVID-19 and Human Rights: We are all in this together](#),” on 23 April 2020, human rights must be ‘front and centre’ of ‘response and recovery’ efforts in relation to the COVID-19 pandemic, the ‘biggest international crisis in generations.’

This guidance sets out recommendations to various actors for addressing and countering COVID-19 related hate speech. It builds on and is complementary to the [UN Strategy and Plan of Action on Hate Speech](#).

II. RECOMMENDATIONS

TO UNITED NATIONS DEPARTMENTS, AGENCIES, FUNDS AND PROGRAMMES

- Continue to stress that upholding freedom of opinion and expression is a bedrock of societies based on the rule of law, democracy and human rights
- Condemn COVID-19 related hate speech, express solidarity with its victims and support those who challenge and counter such expressions
- Recognize, monitor, collect data and analyze trends on COVID-19-related hate speech, at national and global level to support effective responses
- Convene relevant actors – including Member States, regional organizations, media and social media platforms, civil society organizations, and faith actors – to develop strategies to identify, address and counter COVID-19 related hate speech at the national and global levels, in accordance with the United Nations Strategy and Plan of Action on Hate Speech

3 Genocide, war crimes, and crimes against humanity.

TO MEMBER STATES

- Uphold the freedom to seek, receive and impart information as a cornerstone of building trust in measures taken to contain the pandemic
- Ensure that any emergency or exceptional measures, legislation or policies taken in response to the COVID-19 pandemic are articulated and applied in compliance with international human rights law as set out in the Secretary General's policy brief on COVID-19 and Human Rights and the guidance note by the Office of the High Commissioner for Human Rights⁴
- Address and counter COVID-19 related hate speech publicly and swiftly through:
 - implementing a robust crisis communication response to ensure coherent messaging during the response phase of the pandemic and to mitigate the impact of the crisis on social cohesion and community resilience
 - ensuring that accurate and verified information on the pandemic is disseminated regularly, with robust public messaging against COVID-19 related hate speech, disinformation, misinformation, and conspiracy theories
 - support transparent, accessible and independent systems for monitoring COVID-19-related hate speech
- support the independent production and dissemination of professional and accurate public interest narratives about the struggles and full diversity of individuals affected by COVID-19, and about the experiences of those most vulnerable to COVID-19-related hate speech
- Ensure that all public communications by state officials, especially state-governments by senior members of government, concerning COVID-19:
 - are accessible, accurate, complete, reliable, evidence-based, transparent, available in all languages spoken in the population, and imparted in a timely way
 - do not attribute blame or responsibility for the emergence or spread of the virus on any particular community or group
 - promote inclusion and show members from diverse communities being impacted by the virus and working together to prevent the spread of COVID-19
- Ensure that legal responses to hate speech are carefully balanced with the right to freedom of opinion and expression and the right of access to information, including the free flow of scientific information and ideas on the COVID-19 pandemic, including by:
 - ensuring that all limitations to freedom of opinion and expression are provided by law and necessary and proportionate to respect the rights or reputation of others, or to protect national security, public order, or public health or morals

⁴ SG Policy Brief 'COVID-19 and Human Rights: We are all in this together' https://www.un.org/sites/un2.un.org/files/un_policy_brief_on_human_rights_and_covid_23_april_2020.pdf; OHCHR, Emergency Measures and COVID-19: Guidance, 27 April 2020 <https://www.ohchr.org/EN/NewsEvents/Pages/DisplayNews.aspx?NewsID=25828&LangID=E>

- refraining from imposing censorship measures unless they meet international human rights standards, as such measures may otherwise result in limiting access to important information for public health⁵
 - ensuring the safety of journalists and the protection of sources, including that journalists and whistle-blowers who have raised legitimate concerns about COVID-19 and responses to it do not face criminal prosecution, civil penalties, intimidation or harassment
 - releasing wrongfully or arbitrarily imprisoned journalists, human rights defenders and activists, including those who have been imprisoned for the work related to the COVID-19 pandemic
 - refraining from using the COVID-19 pandemic as a pretext for unlawfully restricting the public's access to information and media freedom
 - lifting all internet shutdowns and restrictions on access to information online, refraining from blocking or restricting internet access, and taking active measures to enhance access to the internet, including by providing free access, especially to vulnerable or marginalized groups
 - robustly implementing freedom of information laws to ensure that all individuals, especially journalists, have access to information⁶
- Ensuring that education and training, especially at schools, including via online platforms, addresses COVID-19 related hate speech, disinformation and misinformation by encouraging critical thinking, social and emotional skills and responsible engagement, through global citizenship education⁷ and human rights education
 - Ensure that the rights of those targeted by COVID-19-related hate speech are upheld, including by:
 - ensuring that allegations of hate speech that may constitute incitement to discrimination, hostility or violence are independently investigated and the perpetrators are held accountable, in accordance with international human rights law

TO SOCIAL MEDIA AND TECH COMPANIES

- Ensure their policies concerning hate speech, including COVID-19-related hate speech, on their platforms:
 - are clear, precise and set out in an accessible, transparent and comprehensible manner
 - are developed and applied in line with the standards of international human rights law
 - involve an evaluation of the social and political **context**, the **status** and **intent** of the speaker, the **content** and **extent**

⁵ <https://www.ohchr.org/EN/NewsEvents/Pages/DisplayNews.aspx?NewsID=25729&LangID=E>

⁶ <https://www.ohchr.org/EN/NewsEvents/Pages/DisplayNews.aspx?NewsID=25729&LangID=E>

⁷ <https://en.unesco.org/themes/gced>

of dissemination, as well as the *likelihood* of harm on users and the public⁸

- involve communities most affected by content identified as hate speech in the development of effective tools to address harms caused on the platforms
 - focus on curation to ensure that users can easily access journalism as verified information shared in the public interest
 - provide more financial support to fact-checking networks, independent journalism, and media and information literacy campaigns
 - avoid overreliance on automation, especially for content moderation where there is a need to expand the human review process⁹
- Monitor the dissemination of COVID-19 related hate speech on their platforms, evaluate how their approaches in response impact upon the human rights of their users, and make such information publicly available
 - Take down COVID-19 related hate speech when it amounts to incitement to hostility, discrimination or violence, in accordance with international human rights law
 - Ensure, in relation to any adverse action against COVID-related hate speech that due process guarantees are met, including by notifying users when such action is taken and providing opportunities for appeal
 - Collaborate with relevant stakeholders – particularly, the United Nations, including the World Health Organization, health and education ministries and authorities, independent fact-checkers, civil society organizations, and affected groups – to develop and promote approaches and campaigns to address and counter COVID-19 related hate speech, misinformation and disinformation on their platforms (such as education, reporting and training)

TO MEDIA

- Proactively and professionally report on COVID-19 related hate speech, misinformation, disinformation and discrimination, whether by state or non-state actors
- Support effective systems of self-regulation (such as national press complaints bodies and ombudsmen, or public editors at individual news outlets) to ensure the right of correction or reply is applied to address discriminatory reporting in the context of the COVID-19 outbreak
- Adhere to the highest ethical and professional standards when reporting on COVID-19, including by reporting about COVID-19 pandemic accurately and without bias, using fact-checking, avoiding stereotyping, and without unnecessarily referring to such factors as race, ethnicity, nationality or religion

⁸ A/HRC/22/17/Add.4; <https://www.ohchr.org/EN/Issues/FreedomOpinion/Articles19-20/Pages/Index.aspx>

⁹ https://en.unesco.org/sites/default/files/disinfodemic_dissecting_responses_covid19_disinformation.pdf

TO CIVIL SOCIETY AND OTHER STAKEHOLDERS

- Influential figures in society – including religious leaders, faith actors, trade union leaders, the leaders of non-governmental organizations, youth leaders, public figures, and influencers – should actively speak out against COVID-19-related hate speech, misinformation, disinformation and conspiracy theories, express solidarity with those targeted by such expressions, and amplify messages that serve to reduce discrimination and stigma
- In line with international human rights standards, civil society organization should collaborate with relevant stakeholders – including governments, United Nations, regional organizations, social media and tech companies, journalists, and academic institutions and experts – on initiatives to
 - monitor and report on the nature, scale and impacts of COVID-19-related hate speech, as well as legislative and policy measures intended to address such expressions
 - develop responses involving the most affected communities (e.g. social media campaigns)

III. CONCLUSION

The COVID-19 pandemic has amplified existing concerns related to the spread and use of hate speech globally. It has also created new vulnerable groups targeted by hate speech. Ensuring that hate speech is effectively addressed and countered at both national and

global level will help improve our responses to the pandemic in the short term. It will also give us an opportunity to “build back better” by addressing the root causes of this phenomenon in our societies through promoting inclusion, solidarity and our common humanity.

対処と対抗に関する 国連ガイダンス・ノート

COVID-19関連へ イトスピーチ

11 2020年5月

I. 緒言

COVID-19のパンデミックは、それがもたらす影響と課題に対処するために、国家とコミュニティの間の圧倒的な連帯のデモを目の当たりにした。残念ながら、パンデミックはまた、憎しみの言論と差別の新たな波を引き起こした。「COVID-19関連ヘイトスピーチ」は、新たなコロナウイルス疾患のアウトブレイクの結果として出現または悪化した特定の個人およびグループに対する広範な非難の表現を包含する。すなわち、スケープゴータイング、ステレオタイピング、ステレオマティクス、そして、侮辱的、異物論的、人種差別的、外国人差別的、イスラモフィア的、または反セミティックな言語の使用である。これと密接に結びついているのが、COVID-19.18に関連する「情報の誤り」または「情報の誤り」の蔓延である。

パンデミックが発生して以来、人種的に中国人やアジア人、特定の民族的・宗教的少数派、移住者、外国人として認識されてきた人々が非難されてきた。そして、ウイルスを広めたことを非難した。一部の事例では、これは誤った情報や噂に基づいているが、COVID-19に関連した憎悪発言のより潜行的な事例は、すでに周縁に追いやられた集団を標的にするために用いられている。

報告もある。ユダヤ人、イスラム教徒、キリスト教徒、バハイ、あるいは少数民族にウイルスが蔓延したことを原因とする共謀説は、そうした人々に対する差別的な発言を促し、COVID-19への対応において憎悪犯罪や差別をもたらす場合もある。場合によっては、ジャーナリスト、²の内部告発者、医療および医療の専門家、人権擁護者

また、平和構築者はパンデミックに対処したり、報告したりした結果、違法な攻撃を受けている。

COVID-19に関連したヘイトスピーチの現象は、主流のメディアや、オンラインのソーシャルメディアやハイテクプラットフォームを通じて進められている。しばしば私人によって広まるが、それが政治指導者、公務員、宗教指導者、その他の影響力のある人々によって広められた場合、あるいは、憎悪を広めたり暴力を扇動したりする個人や集団による協調的な努力の一部である場合には、その結果は最も深刻である。

COVID-19に関連したヘイトスピーチは、短期的にも長期的にも深刻な意味を持つ。暴力にさらされやすい立場に置かれ、政治的・社会的排除、孤立、スティグマ化にさらされ、自らを表現し、公的な議論に参加することを妨げ、彼らを抑止する。

医療その他の重要なサービスを利用すること。そうすることで、病気がある種の共同体に及ぼす不釣り合いな影響が高まる。

結びつき、根底にある社会的・経済的不平等を悪化させ、暴力的過激主義の駆動力を悪化させる一方で、ウイルスの蔓延に効果的に対処するために必要な社会的結束、連帯および信頼を損なう。また、社会不安や集団間の暴力の引き金となり、紛争や残虐な犯罪を助長する状況を悪化させる可能性もある。したがって、COVID-19に関連するヘイトスピーチは、人権の享受、持続可能な開発及び国際の平和と安全に対する脅威となり得る。

1 https://en.unesco.org/sites/default/files/disinfodemic_dissecting_responses_covid19_disinformation.pdf

2 A/HRC/44/49、パラグラフ34～40。

パンデミックに対処するための世界的な取り組みの一環として、国際社会は、COVID-19に関連する憎悪の言葉を非難し、包摂的なメッセージを促進し、国際人権法、特に意見と表現の自由、平等と非差別の権利を基礎として、連帯して行動するにあたり、より警戒的で明確な姿勢を保つ必要がある。

COVID-19関連のヘイトスピーチに取り組む主要な責任は加盟国にあるが、他のアクター、特にテクノロジー・ソーシャルメディア、メインストリーム・メディア、市民社会も重要な役割を担う。国連システムは、特に国家その他を支援する上で重要な役割を果たしている。

COVID-19に関連するヘイトスピーチに対処するための人権準拠措置を策定・適用する主体2020年4月23日、国連事務総長が政策ブリーフ「COVID-19と人権: 私たち全員が一緒になっている」を発表したときに述べたように、人権は、COVID-19パンデミック、すなわち「世代で最大の国際的危機」に関連する「対応と復興」の「中心」でなければならない。

本ガイダンスでは、COVID-19に関連する憎悪演説に対処し、これに対抗するための様々な主体への勧告を示す。これは、国連の「ヘイトスピーチに関する戦略と行動計画」に基づいており、これを補完するものである。

II.

勧告

国連諸国との間 各省庁、基金、プログラム

- 意見及び表現の自由を支持することは、法の支配、民主主義及び人権に基づく社会の基盤であることを引き続き強調する。
- COVID-19に関連した憎悪の言論を行い、犠牲者との連帯を表明し、そのような言論に挑戦し反対する人々を支援する。
- 効果的な対応を支援するため、COVID-19に関連する差別的言論に関する動向を、国内外のレベルで認識し、監視し、データを収集し、分析する。
- 国連の「ヘイト・スピーチに関する戦略と行動計画」に従い、COVID-19に関連するヘイト・スピーチを特定し、これに対処し、これに対抗するための戦略を策定するため、関係主体(加盟国、地域機関、メディア・ソーシャル・メディア・プラットフォーム、市民社会組織、信仰主体を含む)を招集する。

3 集団殺害、戦争犯罪、人道に対する犯罪。

加盟国へ

- パンデミック封じ込め対策への信頼を築くための基礎として、情報を求め、受け、伝える自由を支持する。
- COVID-19パンデミックに対応して講じられた緊急または例外的措置、立法措置または政策が、以下のように国際人権法に従って明確に示され適用されることを確保する。COVID-19と人権に関する事務総長の政策ブリーフおよび人権高等弁務官事務所のガイダンスノート4に記載されている
- COVID-19に関連した憎悪演説を公に、迅速に行い、これに対処する:
 - パンデミックの対応フェーズにおいて一貫性のあるメッセージを確実に伝達し、社会的結束とコミュニティの回復力に対する危機の影響を緩和するための、強固な危機コミュニケーション対応の実施
 - COVID-19に関連する差別的発言、情報漏洩、誤った情報、陰謀説に対する強力なパブリック・メッセージにより、パンデミックに関する正確で検証された情報が定期的に配信されることを確実にする。
 - COVID-19に関連するヘイトスピーチを監視するための透明でアクセス可能かつ独立したシステムを支援する。
- プロフェッショナルの自主的な制作・普及支援
COVID-19の影響を受けた個人の闘争と多様性、およびCOVID-19に関連した憎悪の言論の影響を最も受けやすい人々の経験に関する正確な国民の関心事に関する説明
- COVID-19に関する州政府高官によるすべての情報公開、特に政府高官の声明を確保する:
 - アクセス可能で、正確で、完全で、信頼性があり、根拠に基づいており、透明性があり、母国語で話され、時宜を得た方法で与えられている
 - 特定のコミュニティや集団におけるウイルスの発生や拡散の責任や非難をしない。
 - ウイルスの影響を受け、COVID-19の蔓延を防止するために協力する多様なコミュニティのメンバーの参加を促進し、示す。
- 憎悪の言論に対する法的対応と、意見や表現の自由に対する権利、COVID-19パンデミックに関する科学的情報やアイデアの自由な流通を含む情報へのアクセスの権利とを、次のものを含む、慎重にバランスさせる:
 - 意見及び表現の自由に対するすべての制限が法律により定められ、かつ、他人の権利若しくは評判を尊重し又は国の安全、公の秩序若しくは公衆の健康若しくは道徳を保護するために必要かつ釣り合いの取れたものであることを確保すること。

4 SGポリシー・ブリーフ 'COVID-19 and Human Rights: 私たちは皆一緒になっています' https://www.un.org/sites/un2.un.org/files/un_policy_brief_on_human_rights_and_covid_23_april_2020.pdf; OHCHR、非常事態措置およびCOVID-19: 指針、2020年4月27日 <https://www.ohchr.org/EN/NewsEvents/Pages/DisplayNews.aspx?NewsID=25828&LangID=E>

- 国際的な人権基準を満たさない限り、検閲措置をとることは控え、そうでなければ、公衆衛生上重要な情報へのアクセスが制限されることになる⁵
- COVID-19及びCOVID-19への対応について正当な懸念を表明したジャーナリスト及び内部告発者が刑事訴追、民事罰、脅迫又は嫌がらせに直面しないことを含む、ジャーナリストの安全及び情報源の保護の確保
- COVID-19パンデミックに関連した作業のために投獄されたジャーナリスト、人権擁護者、活動家を不当にあるいは恣意的に解放すること。
- COVID-19パンデミックを、一般市民の情報へのアクセスとメディアの自由を不法に制限する口実として使用しないこと。
- すべてのインターネットの閉鎖及びインターネット上の情報へのアクセスの制限を解除し、インターネットへのアクセスを妨害し、又は制限することを自制し、かつ、特に脆弱な又は周縁化された集団に対し無料のアクセスを提供することを含め、インターネットへのアクセスを強化するための積極的な措置をとること。
- 全ての個人、特にジャーナリストが情報を確実に入手できるようにするための情報自由法の確実な実施⁶
- グローバル・シチズンシップ教育及び人権教育を通じて、批判的思考、社会的・感情的スキル及び責任ある関与を奨励することにより、特にオンライン・プラットフォームを通じたものを含め、学校における教育及び訓練が、COVID-19に関連するヘイトスピーチ、混乱及び誤った情報に対処することを確保する。
- COVID-19関連のヘイトスピーチの対象者の権利が、以下を含めて、守られることを確保する:
 - 差別、敵意または暴力を扇動する可能性のある差別的言論の申し立てが、国際人権法に従って、独立して調査され、加害者が責任を負うことを確保する。

ソーシャルメディアへの対応 TECH各社

- COVID-19関連のヘイトスピーチを含め、ヘイトスピーチに関する方針を確実にする:
 - 明確で、正確であり、かつ、利用しやすく、透明で理解しやすい方法で示されていること。
 - 国際人権法の基準に沿って開発・適用されている
 - 社会的・政治的状況、発言者の地位と意図、内容と程度の評価を含む

5 <https://www.ohchr.org/EN/NewsEvents/Pages/DisplayNews.aspx?NewsID=25729&LangID=E>

6 <https://www.ohchr.org/EN/NewsEvents/Pages/DisplayNews.aspx?NewsID=25729&LangID=E>

7 <https://en.unesco.org/themes/gced>

利用者およびパブリック⁸に対する害の可能性と同様に、配布の可能性も

- > 効果的なツールを開発するにあたり、ヘイトスピーチとして特定されたコンテンツに最も影響を受けるコミュニティを巻き込むプラットフォームに起因する被害に対処する
 - > 公益性が確認された情報としてのジャーナリズムを利用者が容易に利用できるようにするためのキュレーションに焦点を当てた研究
 - > 事実調査ネットワーク、独立系ジャーナリズム、メディア・情報リテラシーキャンペーンへの財政支援の拡大
 - > 自動化への過度の依存を避ける。特に、ヒューマン・レビュー・プロセスを拡大する必要があるコンテンツ・モデレーションの場合、⁹
- COVID-19に関連するヘイトスピーチのプラットフォームでの普及状況をモニターし、対応策が利用者の人権にどのような影響を与えるかを評価し、そのような情報を公に利用可能にする。
 - COVID-19に関連する憎悪の言動が、国際人権法に基づく敵意、差別、暴力の扇動となる場合には、これを取り下げる。
 - COVID関連のヘイトスピーチに対する不利な措置に関連して、適切な手続きの保証が満たされていることを確保する。これには、そのような措置がいつ取られたかを利用者に通知し、異議申し立ての機会を提供することも含まれる。
 - 関連する利害関係者(特に、世界保健機関、保健・教育省・当局を含む国連、独立した事実調査官、市民社会組織、影響を受けるグループ)と協力し、以下を行う。
COVID-19関連のヘイトスピーチ、誤った情報、プラットフォームでの情報の逸脱(例えば)に対処し、これに対抗するためのアプローチとキャンペーンを開発し、促進する。
教育、報告、研修として

メディアへ

- COVID-19に関連するヘイトスピーチ、誤った情報、不情報、差別について、国家主体によるものであれ非国家主体によるものであれ、積極的かつ専門的に報告する。
- COVID-19のアウトブレイクの中で、差別的報告に対処するためには是正または回答の権利が適用されることを確保するために、効果的な自主規制制度(国内報道苦情処理団体およびオンブズマン、または個々の報道機関の公開編集者など)を支援する。
- COVID-19に関する報告に際しては、COVID-19のパンデミックについて正確かつ偏りなく報告すること、事実を確認すること、固定的な表現を避けること、人種、民族、国籍、宗教などの要素を不必要に参照しないことなど、倫理的・職業的最低基準を遵守する。

⁸ A/HRC/22/17/Add.4; <https://www.ohchr.org/EN/Issues/FreedomOpinion/Articles19-20/Pages/Index.aspx>

⁹ https://en.unesco.org/sites/default/files/disinfodemic_dissecting_responses_covid19_disinformation.pdf

シビルソサエティをはじめとするステークホルダーへ

- 宗教的指導者、信仰の担い手、労働組合の指導者、非政府組織の指導者、若者の指導者、公的な人物、影響力のある人物を含む、社会における影響力のある人物は、COVID-19に関連する憎悪の言論、誤った情報、情報の欠如、陰謀の理論に対して積極的に反論し、そのような表現が対象とする人たちとの連帯を表明し、差別や偏見を減らすのに役立つメッセージを増幅すべきである。
- 国際人権基準に沿って、市民社会組織は、以下のイニシアティブに関して、関連する利害関係者(政府、国連、地域機関、ソーシャルメディア、テクノロジー企業、ジャーナリスト、学術機関、専門家を含む)と協力すべきである。
 - > COVID-19関連のヘイトスピーチの性質、規模、影響、およびそのような表現に対処するための立法措置と政策措置の監視と報告
 - > 最も影響を受けたコミュニティを巻き込んだ対応(例:ソーシャルメディアキャンペーン)の展開

III. 結論

COVID-19のパンデミックは、憎悪の言論の世界的な広がりを利用に関する既存の懸念を増幅した。また、差別的言論の標的となる脆弱な集団を新たに生み出した。差別的な言論に効果的に対処し、国内及び国の双方で対抗することを確保する。

世界的レベルは、短期的にはパンデミックへの対応を改善するのに役立つだろう。また、同様に
インクルージョン、連帯、そして我々の共通の人間性を促進することを通じて、我々の社会におけるこの現象の根本原因に取り組むことによって、我々に「より良い復興」の機会を与える。

ヘイトスピーチ解消に向けた文部科学省の取組

各種会議や研修の場等における教育や行政説明等による周知

- 学校における人権教育
- 「人権教育担当指導主事連絡協議会」の開催
- 「人権教育指導者養成研修」の実施
- 社会教育主事等の養成講習等での行政説明

リニューアルしたポスターの周知

- リニューアルしたポスター「ヘイトスピーチ、許さない。」の都道府県・指定都市教育委員会へ通知



人権教育の推進

- 「学校における外国人の人権尊重に関する実践事例」及び「各都道府県等教育委員会における人権教育の指導資料」の作成状況の一覧化、文科省ウェブサイトへ公表
- 「人権教育研究推進事業」の実施

事務連絡
令和3年8月23日

各都道府県教育委員会担当事務主管課
各指定都市教育委員会担当事務主管課
各都道府県私立学校事務主管課
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条第1項 御中
の認定を受けた各地方公共団体担当事務主管課
各 国 公 私 立 大 学
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校
放 送 大 学 学 園

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
文部科学省初等中等教育局児童生徒課
文部科学省高等教育局高等教育企画課

法務省作成ポスター、リーフレット「ヘイトスピーチ、許さない」の改訂について

日頃より人権教育の推進について御尽力いただき、誠にありがとうございます。

本年6月に、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（平成28年法律第68号）の施行から5年を迎えたことを踏まえ、平成29年1月に作成された標記ポスター及びリーフレットが改訂されました。

については、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた教育活動に取り組んでいたため、ポスター及びリーフレットを御活用いただけますと幸いです。

また、このことについて、都道府県教育委員会及び指定都市教育委員会にあつては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県にあつては所轄の私立学校に対して、附属学校を置く各国立大学にあつては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体にあつては認可した学校に対して、周知を図るようお願いします。

なお、本ポスターについては法務省ホームページにも掲載しておりますので、併せて御活用ください。

法務省ホームページ [ヘイトスピーチに焦点を当てた啓発活動](http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00108.html)
http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00108.html

【本件連絡先】

総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
担当：野口、熊田
TEL：03-5253-4111（内3276）

ヘイトスピーチ、許さない!

特定の民族や国籍の人々を排斥する不当な差別的言動を見聞きしたことはありませんか。こうした言動は、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることになりかねず、許されるものではありません。違いを認め、互いの人権を尊重し合う社会を共に築きましょう。

詳しくは法務省HPへ ▶ http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00108.html

ヘイトスピーチ、許さない

検索



法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会

ヘイトスピーチ、 許さない!

特定の民族や国籍の人々を排斥する不当な差別的言動を見聞きしたことはありませんか。こうした言動は、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることになりかねず、許されるものではありません。

違いを認め、互いの人権を尊重し合う社会を共に築きましょう。

詳しくは法務省HPへ▶ http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00108.html



法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会

民族や国籍等の違いを認め、互いの人権を尊重し合う社会を共に築きましょう。

平成28年(2016年)に、ヘイトスピーチ解消のための法律(本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律)が施行されましたが、いまだに特定の民族や国籍の人々を排斥する不当な差別的言動が続いています。こうした言動は、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることになりかねません。一人一人の人権が尊重され、豊かで安心できる成熟した社会の実現を目指す上で、こうした言動は許されるものではありません。

法務省の人権擁護機関では、皆様お一人お一人に「ヘイトスピーチ、許さない。」という思いを持っていただくことが、こうした言動をなくすために大変大切なことだと考えています。

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」の前文では、本邦外出身者に対する「不当な差別的言動は許されないことを宣言する」とされています。

また、同法が審議された国会の附帯決議においては、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」以外のものであれば、いかなる差別的言動であっても許されるとの理解は誤り」とされています。

法務省の人権擁護機関の取組

人権啓発活動

ヘイトスピーチがあってはならないということ、皆様に御理解いただくため、SNSやインターネットを活用するなどして、より効果的な各種人権啓発活動に取り組んでいます。

相談受付

ヘイトスピーチによる被害者の人権に関する問題の相談を受け付けています。

窓口



法務局では、職員や人権擁護委員(法務大臣から委嘱された民間の人たち)が、ヘイトスピーチによる被害など、人権に関する問題について相談に応じており、日本語を自由に話せない方のために、通訳を介しての相談にも応じています。

電話



「みんなの人権110番」のほか、外国語に対応した「外国語人権相談ダイヤル」を開設し、電話での相談に応じています。

PC



「インターネット人権相談受付窓口」のほか、外国語に対応した「外国語インターネット人権相談」でも、相談を受け付けています。相談フォームに必要事項を入力して送信いただくと、後日メール等により回答します。

※ 対応言語：それぞれ日本語のほか、10言語に対応(英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、スペイン語、インドネシア語、タイ語)

相談窓口

日本語対応

外国語対応



みんなの人権110番
0570-003-110



外国語人権相談ダイヤル
0570-090911
(Foreign-language Human Rights Hotline)



インターネット人権相談受付窓口
<https://www.jinken.go.jp/>



外国語インターネット人権相談
(Human Rights Counseling Services on the Internet)
<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html#01>

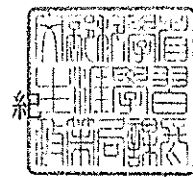




28生社教第1号
平成28年6月20日

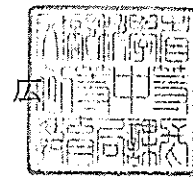
各都道府県教育委員会担当事務主管課長 殿
各指定都市教育委員会担当事務主管課長 殿
各都道府県私立学校事務主管課長 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた各地方公共団体担当事務主管課長 殿
各 国 公 私 立 大 学 長 殿
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長 殿
放 送 大 学 学 園 理 事 長 殿

文部科学省生涯学習政策局社会教育課長
西井知



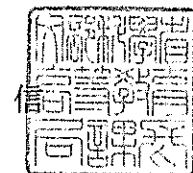
(印 影 印 刷)

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長
坪田知



(印 影 印 刷)

文部科学省高等教育局高等教育企画課長
森田正



(印 影 印 刷)

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」の施行について（通知）

このたび、別紙1のとおり、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（平成28年法律第68号。以下「本法」という。）が本年6月3日に公布、施行されました。

本法は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、こ

れを推進することを目的とするものです。特に、第6条において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動等について規定されています。

なお、別紙2及び別紙3のとおり、それぞれ衆議院及び参議院の各法務委員会において、附帯決議がなされております。

つきましては、貴職におかれては本法について十分了知されるとともに、本法を踏まえた適切な対応について御留意願います。

また、このことについて、都道府県教育委員会及び指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県にあっては所轄の私立学校に対して、附属学校を置く各国立大学にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体にあっては認可した学校に対して、周知を図るようお願いいたします。

<添付資料>

- (別紙1) 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律
- (別紙2) 附帯決議 (参議院法務委員会)
- (別紙3) 附帯決議 (衆議院法務委員会)

(担当)

【社会教育に関すること】

生涯学習政策局社会教育課図書館振興係

電 話 03(5253)4111(内線2970)

F A X 03(6734)3718

e-mail syakai@mext. go. jp

【初等中等教育に関すること】

初等中等教育局児童生徒課指導調査係

電 話 03(5253)4111(内線3297)

F A X 03(6734)3735

e-mail jidous@mext. go. jp

【高等教育に関すること】

高等教育局高等教育企画課法規係

電 話 03(5253)4111(内線2475)

F A X 03(6734)

e-mail koutou@mext. go. jp

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律

目次

前文

第一章 総則(第一条―第四条)

第二章 基本的施策(第五条―第七条)

附則

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽動^{せん}する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあつてはならず、こうした事態をこのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進

すべく、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であつて適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

(基本理念)

第三条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

第二章 基本的施策

(相談体制の整備)

第五条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

(教育の充実等)

第六条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

(啓発活動等)

第七条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(不当な差別的言動に係る取組についての検討)

2 不当な差別的言動に係る取組については、この法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律案に対する附帯決議

国及び地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一 第二条が規定する「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」以外のものであれば、いかなる差別的言動であっても許されるとの理解は誤りであり、本法の趣旨、日本国憲法及びあらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約の精神に鑑み、適切に対処すること。

二 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の内容や頻度は地域によって差があるものの、これが地域社会に深刻な亀裂を生じさせている地方公共団体においては、国と同様に、その解消に向けた取組に関する施策を着実に実施すること。

三 インターネットを通じて行われる本邦外出身者等に対する不当な差別的言動を助長し、又は誘発する行為の解消に向けた取組に関する施策を実施すること。

右決議する。

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律案に対する

附帯決議

国及び地方公共団体は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一 本法の趣旨、日本国憲法及びあらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約の精神に照らし、第二条が規定する「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」以外のものであれば、いかなる差別的言動であつても許されるとの理解は誤りであるとの基本的認識の下、適切に対処すること。

二 本邦外出身者に対する不当な差別的言動が地域社会に深刻な亀裂を生じさせている地方公共団体においては、その内容や頻度の地域差に適切に応じ、国とともに、その解消に向けた取組に関する施策を着実に実施すること。

三 インターネットを通じて行われる本邦外出身者等に対する不当な差別的言動を助長し、又は誘発する行為の解消に向けた取組に関する施策を実施すること。

四 本邦外出身者に対する不当な差別的言動のほか、不当な差別的取扱いの実態の把握に努め、それらの解消に必要な施策を講ずるよう検討を行うこと。